

短期入所療養介護について (介護予防短期入所療養介護)

1 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者および要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画にもとづき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理のもとにおける介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）のご希望を十分に取り入れ、又、計画の内容について同意をいただくようにしております。

3 利用料金

令和6年4月より介護保険法改正の為、年間一定以上の収入がある方については、下記（1）基本料金および（2）加算料金が1割負担から2割負担又は3割負担に変更になります。

（1）基本料金（1割負担標記）

①施設利用料（以下は1日あたりの自己負担分です。）

※介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。

	(個 室)	(多床室)
要介護度 1	7 5 3 円／日	8 3 0 円／日
要介護度 2	8 0 1 円／日	8 8 0 円／日
要介護度 3	8 6 4 円／日	9 4 4 円／日
要介護度 4	9 1 8 円／日	9 9 7 円／日
要介護度 5	9 7 1 円／日	1, 0 5 2 円／日

（2）加算料金（1割負担標記）

①夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算 ▲ 9 7 / 1 0 0

②入所定員の超過、又は職員等の欠員減算 ▲ 7 0 / 1 0 0

③身体拘束廃止未実施減算 ▲ 1 / 1 0 0

④高齢者虐待防止措置未実施減算 ▲ 1 / 1 0 0

⑤業務継続計画未策定減算 ▲ 1 / 1 0 0

⑥夜勤職員配置加算 2 4 円／日

※20名に1名以上、かつ入所者41名以上では2、入所者40名以下では1を超えること。

⑦個別リハビリテーション実施加算 2 4 0 円／日

⑧認知症ケア加算（専門棟のみ） 7 6 円／日

⑨認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）（※1） 2 0 0 円／日

⑩緊急短期入所受入加算 9 0 円／日

⑪若年性認知症利用者受入加算（※1との併用不可） 1 2 0 円／日

⑫重度療養管理加算（要介護度4・5で別に厚生労働大臣が定める状態） 1 2 0 円／日

⑬在宅復帰・在宅療養支援機能加算

・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 5 1 円／日

・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） 5 1 円／日

⑭送迎加算（片道につき） 1 8 4 円／回

⑮総合医学管理加算（１０日を限度）	２７５円／日
⑯口腔連携強化加算（１月に１回を限度）	５０円／回
⑰療養食加算（１食につき） ※医師の食事箋に基づく、腎臓病や糖尿病食などの提供を行った場合に加算されます。	８円／食
⑱認知症ケア加算	
・認知症専門ケア加算（Ⅰ）	３円／日
・認知症専門ケア加算（Ⅱ）	４円／日
⑲緊急時施設療養費（３日を限度として１日１回を限度） ※緊急時治療管理 （病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬検査、注射、処置等が行われた場合に加算されます。） ・特定治療（診療報酬の算定方法による）	５１８円／日
⑳生産性向上推進体制加算	
・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１００円／月
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１０円／月
㉑サービス提供体制強化加算	
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※介護職員の総数のうち介護福祉士８０％以上等	２２円／日
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※介護職員の総数のうち介護福祉士６０％以上	１８円／日
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※介護職員の総数のうち介護福祉士５０％以上等	６円／日
㉒介護職員処遇改善加算	
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×７．５％
・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×７．１％
・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×５．４％
・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数×４．４％
（３）その他の料金	
①食費（１食単位のご契約となります）	
・朝食	※４９２円／食
・昼食	※７１９円／食
・夕食	※６８１円／食
②滞在費	
・１人部屋	※１，８９２円／日
・２人部屋・４人部屋	※５２４円／日
③日用生活品費（１日につき）	
【入浴時】	
・リンスインシャンプー	※３６円／回
・ボディソープ	※３６円／回
・バスタオル	※１２４円／回
・フェイスタオル	※４７円／回
【食事時等】	
・おしぼり	※６７円／日
・フェイスタオル	※４７円／日
④教養娯楽費	実 費
※例えば、絵画・書道・手芸等の材料費の実費をいただきます。	
⑤理美容料	実 費
⑥クリーニング代	実 費
⑦家族介護教室寝具使用料	※２，２００円／日

- | | |
|---|-------------|
| ⑧家族介護教室使用料 | ※1, 100円/日 |
| ⑨理美容室使用料 | ※220円/日 |
| ⑩ポリデント | ※14円/個 |
| ⑪電器機器使用料（1器具につき） | ※14円/日 |
| ⑫電気機器持込み料（テレビ等） | ※172円/日 |
| ⑬冷蔵庫使用料 | ※144円/日 |
| ⑭車椅子貸出料（外出・外泊等） | ※144円/日 |
| ⑮テレビ使用料 | ※78円/日 |
| ⑯診断書料
【特定疾患医療費受給証有効期間申請書等】 | ※3, 300円/回 |
| ⑰診断書料
【診療情報提供書・健康診断書等（各種施設入所時、医療機関入院時、在宅復帰時等）】 | ※3, 300円/回 |
| ⑱診断書料
【生命保険申請診断書・死亡診断書等】 | ※5, 500円/回 |
| ⑲診断書料
【身体障害者診断書等】 | ※8, 800円/回 |
| ⑳証明書料
【おむつ使用証明書・医療費領収額証明書・補装具交付（修理）意見書・補装具調査書等】 | ※2, 200円/回 |
| ㉑証明書料
【入所証明書等・通所証明書等】 | ※3, 300円/回 |
| ㉒処置料
【死亡処置料等】 | ※11, 000円/回 |
| ㉓予防接種費用（新型コロナ・インフルエンザ・肺炎球菌等） 国、各市町村等により決定/回
※上記費用は各市町村により金額が設定されます。
公費（国、市町村負担分）を除いた金額が利用者負担額となります。 | |

※印の項目には消費税が含まれます。

（４）お支払い方法

- ・毎月10日に、前月ご利用分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金・振込（郵便局・銀行）の2方法があります。ご利用申し込み時にお選びください。

介護予防短期入所療養介護について

令和6年4月より介護保険法改正の為、年間一定以上の収入がある方については、下記（１）基本料金および（２）加算料金が１割負担から２割負担又は３割負担に変更になります。

（１）基本料金（１割負担標記）

①介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）＜個室＞	
・要支援１	５７９円／日
・要支援２	７２６円／日
②介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）＜多床室＞	
・要支援１	６１３円／日
・要支援２	７７４円／日

（２）加算料金（１割負担標記）

①夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	▲ ９７／１００
②入所定員の超過、又は職員等の欠員減算	▲ ７０／１００
③身体拘束廃止未実施減算	▲ １／１００
④高齢者虐待防止措置未実施減算	▲ １／１００
⑤業務継続計画未策定減算	▲ １／１００
⑥夜勤職員配置加算	２４円／日
（２０名に１名以上、かつ入所者４１名以上では２、入所者４０名以下では１を超えること）	
⑦個別リハビリテーション実施加算	２４０円／日
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算（７日を限度）（※１）	２００円／日
⑨若年性認知症利用者受入加算（※１との併用不可）	１２０円／日
⑩在宅復帰・在宅療養支援機能加算	
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	５１円／日
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	５１円／日
⑪送迎加算（片道につき）	１８４円／回
⑫総合医学管理加算（１０日を限度）	２７５円／日
⑬口腔連携強化加算（１月に１回を限度）	５０円／回
⑭療養食加算（１食につき）	８円／食
⑮認知症専門ケア加算	
・認知症専門ケア加算（Ⅰ）	３円／日
・認知症専門ケア加算（Ⅱ）	４円／日
⑯緊急時施設療養費	
※緊急時治療管理（１月に３日を限度）	５１８円／日
・特定治療（診療報酬の算定方法による）	
⑰生産性向上推進体制加算	
・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１００円／月
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１０円／月
⑱サービス提供体制強化加算	
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２円／日
※介護職員の総数のうち介護福祉士８０％以上等	
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１８円／日
※介護職員の総数のうち介護福祉士６０％以上	
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	６円／日
※介護職員の総数のうち介護福祉士５０％以上等	

⑭介護職員処遇改善加算

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

所定単位数×7. 5%

所定単位数×7. 1%

所定単位数×5. 4%

所定単位数×4. 4%

（３）その他の料金

- ・上記の短期入所療養介護と同じとなります。

（４）お支払い方法

- ・上記の短期入所療養介護と同じとなります。